

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令新旧対照条文

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年総理府令第一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（従業者名簿の記載事項）</p> <p>第二十条 法第三十六条の内閣府令で定める事項は、性別、生年月日、採用年月日、退職年月日及び従事する業務の内容とする。</p> <p>（確認書類）</p> <p>第二十一条 法第三十六条の二第一項各号に掲げる事項を証する書類として内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 日本国籍を有する者 次に掲げる書類のいずれか</p> <p>イ 住民票記載事項証明書（住民基本台帳法第七条第二号に掲げる事項及び本籍地都道府県名が記載されているものに限る。）</p> <p>ロ 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二条第二号の一般旅券</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか官公庁から発行され、又は発給され</p>	<p>（従業者名簿の記載事項）</p> <p>第二十条 法第三十六条の内閣府令で定める事項は、性別、生年月日、本籍（日本国籍を有しない者にあつては、国籍）、採用年月日、退職年月日及び従事する業務の内容とする。</p> <p>（確認書類）</p> <p>第二十一条 法第三十六条の二第一項各号に掲げる事項を証する書類として内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 日本国籍を有する者 次に掲げる書類のいずれか</p> <p>イ 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（住民基本台帳法第七条第二号及び第五号に掲げる事項が記載されているものに限る。）</p> <p>ロ 戸籍の謄本、抄本、全部事項証明書又は個人事項証明書</p> <p>ハ 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二条第二号の一般旅券</p> <p>二 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項の運転免許証（本籍欄に本籍が記載されているものに限る。）</p> <p>ホ イからニまでに掲げるもののほか官公庁から発行され、又は発給</p>

た書類その他これに類するもので、当該者の生年月日及び本籍地都道府県名の記載のあるもの

二丁四(略)

された書類その他これに類するもので、当該者の本籍及び生年月日の記載のあるもの

二丁四(略)